平成２５年（フ）第１１２４号
堺市西区下田町５番14号
破産者　二宮栄巳佳（旧姓大井・石川）
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９８２号
神戸市中央区栄町通３丁目６番23号
破産者　有限会社ウエスコ
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３５１号
岡山市南区松浜町７番30号
破産者　株式会社小倉電気
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５８７号
北九州市若松区東畑町３番６号
破産者　有限会社正光建設
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６８６号
熊本県阿蘇市一の宮町手野2768番地１
破産者　株式会社笹原農産
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６８号
鹿児島県肝属郡肝付町南方84番地、前住所鹿児島県肝属郡内之浦町北方1930番地８
破産者　村永ひろ子
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第４２号
青森県北津軽郡鶴田町大字廻堰字稲川３番地４
破産者　株式会社稲川工業
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第９９０号
東京都青梅市今寺５丁目６番地の23
破産者　上村　卓也
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１１７８号
東京都青梅市今寺５丁目６番23号
破産者　株式会社アクトレーベル
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３４０号
愛知県岡崎市大平町字沢添40番地２　市営大平荘502
破産者　大軒　　淳
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２３８号
三重県松阪市松崎浦町173番地の２
破産者　たから商事株式会社
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２６９号
三重県津市半田3350番地112
破産者　株式会社日本総合経営研究所
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１１号
三重県松阪市市場庄町1152番地５
破産者　大西　信雄
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１９０号
三重県鈴鹿市道伯２丁目６番20号
破産者　濱口　　裕
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５９７号
兵庫県西宮市生瀬町１丁目20番10号
破産者　米倉電設株式会社
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５９０号
兵庫県尼崎市猪名寺３丁目２番24号
破産者　有限会社南斗
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２号
和歌山市舟津町４丁目14番地の１
破産者　有限会社中央住設サービス
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１０９号
香川県坂出市元町１丁目３番地30
破産者　有限会社ロア
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１７号
佐賀県佐賀市大和町大字尼寺2584番地１　野口コーポ203
破産者　角田　郁子
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５８号
茨城県稲敷市阿波1497番地１
破産者　青木　将樹
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１３号
新潟県長岡市東神田３丁目３番９号、開始決定時の住所新潟県長岡市蓮潟４丁目２番50号
破産者　永井　良一
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第４０号
長野県茅野市宮川3958番地４
破産者　松澤　一男
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部